

岐阜県高等学校文化連盟将棋部会規約（案）

第一条 （名称）本会を岐阜県高等学校文化連盟将棋部会とする。

第二条 （構成）岐阜県の高等学校または特別支援学校の教員で組織する。

第三条 （内容）本会は岐阜県高等学校文化連盟に所属し、将棋に関することを行う。

岐阜県高等学校文化連盟の方針に従って、将棋を通して高校生の健全な発達を図るための事業を行う。

第四条 （役員）本会には次の役員を置く。

- （1）会長
- （2）副会長
- （3）専門部長
- （4）会計
- （5）会計監査
- （6）理事

第五条 （役員の仕事）役員の仕事は次のとおりである。

- （1）会長は本会を代表し、本会の業務の全てについて統括する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代行する。
- （3）専門部長は本会の運営に当たる。
- （4）会計は本会の会計事務にあたる。
- （5）会計監査は本会の会計を監査する。
- （6）理事は本会の事業を執行する。

第六条 （役員の仕事）役員の仕事は学校年度の1年とする。ただし、年度途中から役員になったものについてはその年度末までとする。また、再任は妨げない。

第七条 （理事会）本会の運営についての必要な事項は、理事会で稟議する。

第八条 （規約の改正）規約の改正は理事会において審議する。

第九条 （規約の施行）本規約は平成23年度から施行する。